

連邦最高裁、Microsoft v. AT&T 事件の口頭審理を開始
～ 最高裁判事は CAFC 判決に懐疑的、政府は否定的と米紙相次いで報道 ～

2007 年 2 月 21 日
JETRO NY 澤井

米連邦最高裁は本日、Microsoft v. AT&T 事件の口頭審理を開始(詳細はトランスクリプト¹を参照)。同事件は、既報²の通り、AT&T 社所有の音声のコード化、復元化に関するコンピュータソフトウェア関連特許「Digital Speech Coder」が、マイクロソフト社のオペレーションシステム(OS)により侵害されているか否か、米国特許法 271 条(特許侵害)(f)項を巡る争いである。

本日午前の口頭審理終了後、相次いでウォールストリートジャーナル紙やワシントンポスト紙(ロイター通信配信)などの米主要紙(電子版)が報道するなど、米国内でも高い関心を集めている。本日付の両記事は何れも、AT&T 社側に立った CAFC 判決に対し、最高裁各判事が懐疑的(skeptical)であったと報道。特に各判事が同条(f)の「部品」や「供給」の定義に関連し質問を集中させ、併せて同判決が及ぼす影響の大きさを指摘したと伝えている。同様に、連邦政府証人の言葉「競争ルール制定という各国の主権は保護される」、「不適切に米特許法を海外市場に拡大することは、米ソフトウェア企業を不利な立場に置く」との言葉を引用し、米政府としても、同 CAFC 判決に否定的であったとしている。これら報道によれば、判決は 7 月に下される予定。

なお、議論される米国特許法 271 条(f)は、複数の要素の組み合わせによる発明に関し、その一部の「部品」を海外に「供給」した場合であっても、「これら部品を仮に米国内で組み立てていれば特許権を侵害するものであるとき」には、侵害行為に該当すると規定したもの。同事件は、米国内の製品ではなく、海外で販売されるコンピュータを侵害の対象としたものであり、マイクロソフト社のマスター・ディスクを米国から海外に供給し、海外でマスター・ディスクを複製して、コンピュータに組み込むことが上記 271 条(f)による特許権侵害に該当するか否かが争われたケースである。連邦地裁はマイクロソフト社のこうした行為が同条の侵害行為に該当すると判断し、控訴審である CAFC も地裁の判断を認容していた。本事件におけるマイクロソフト社側の主たる主張は、①同条が要件とする「部品」にソフトウェアは含まれず、②例え含まれたとしても、パソコンにインストールするソフトウェアは米国外でコピーしたものであって、米国からの「供給」には該当しないとするものである。

同 271 条(f)は、先の 109 議会における特許改革法案でも議論された項目の1つであり、上院法案(S.3818、審議未了により廃案)や下院 Coalition Print においては、規定そのものが削除されている。

(了)

¹ http://www.supremecourtus.gov/oral_arguments/argument_transcripts/05-1056.pdf

² 2006 年 10 月 30 日付け知財ニュース「連邦最高裁、AT&T v Microsoft 事件の審理を決定」を参照